



令和7年度富士見市まちづくり寄附金 活用状況のお知らせ

詳しくは
こちら▶



温かいご支援ありがとうございました

富士見市まちづくり寄附制度(ふるさと納税)は、本市を応援して下さる個人や団体の皆さんからの寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に活用する制度です。

令和7年度は、748件、総額4,604万5,546円の寄附金をお寄せいただき、小中学生がオンライン学習などに使用する端末の購入、子宮頸がんワクチン接種補助、地球温暖化防止活動支援補助金などの費用として2,670万円を活用させていただきました。

☎シティプロモーション課 ☎049-256-7894



プログラミング学習の様子

| 事業の種類 | 令和7年度 | | | 前年度までの 基金積立額(円) | 令和7年度末 基金残高(円) | |
|------------|----------------------------|----------|------------|--------------------|-------------------|------------|
| | 件数(件) | 寄附収入額(円) | 基金取崩額(円) | | | |
| 寄附金の 使途 | 子どもを育むまちづくりのための事業 | 329 | 18,403,500 | 14,600,000 | 20,794,565 | 24,598,065 |
| | 健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業 | 84 | 4,916,000 | 2,300,000 | 5,449,546 | 8,065,546 |
| | 生涯学習を推進するまちづくりのための事業 | 23 | 833,500 | 100,000 | 1,180,500 | 1,914,000 |
| | 安心で安全なまちづくりのための事業 | 119 | 4,351,500 | 2,600,000 | 4,568,060 | 6,319,560 |
| | その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業 | 199 | 17,541,046 | 7,100,000 | 10,871,392 | 21,312,438 |
| | 小計 | 754 | 46,045,546 | 26,700,000 | 42,864,063 | 62,209,609 |
| 基金(預金)利子 | | | 229,248 | — | — | 229,248 |
| 合計 | | | 46,274,794 | 26,700,000 | 42,864,063 | 62,438,857 |

※1件の寄附で複数の使途を選択いただいている場合もあるため、寄附件数と合計件数は一致しません。



富士見市子ども未来応援基金にご協力ください

■ 子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ

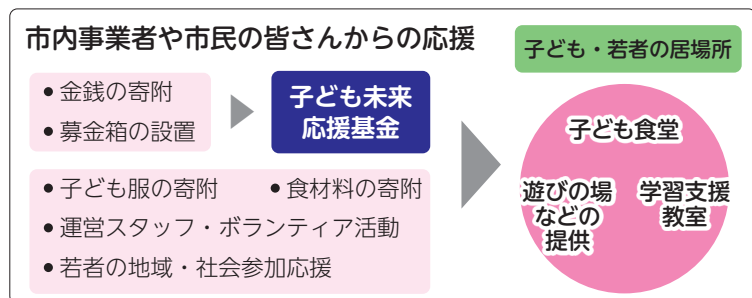
全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長できるまちづくりを目指して、子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみの取り組みを行っています。

いただいたご寄附は、子どもや若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを行っている団体の運営に、補助金として活用されます。

なお、この寄附は所得税・法人税の優遇措置が受けられます。

☎子ども未来応援センター ☎049-252-3773

詳しくは
こちら▶





後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、後期高齢者医療保険料(年間)は、基礎賦課分と子ども・子育て支援納付金分(子ども分)の合計額になりました。また、保険料率は右表のとおりです。「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

☎保険年金課 ☎049-252-7114

| | 所得割額 | 均等割額 | 賦課限度額 |
|-------|-------|---------|---------|
| 基礎賦課分 | 9.49% | 52,370円 | 85万円 |
| 子ども分 | 0.25% | 1,330円 | 21,000円 |

■ 所得の少ない方に対する軽減

世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が下表に該当する場合は、保険料額が軽減されます。

| 世帯の所得額 | 基礎賦課分均等割額 | 子ども分均等割額 |
|--|------------------------------------|------------------|
| 43万円+10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1) ^{*1} 以下 | 14,660円 (7.2割軽減 ^{*2}) | 390円 (7割軽減) |
| 43万円+31万円×(世帯の被保険者数)+10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1) ^{*1} 以下 | 26,180円 (5割軽減) | 660円 (5割軽減) |
| 43万円+57万円×(世帯の被保険者数)+10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1) ^{*1} 以下 | 41,890円 (2割軽減) | 1,060円 (2割軽減) |

(※1) 【+10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)】の計算式は、世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合に適用

(※2) 7割軽減対象者の基礎賦課分の軽減割合は、令和8・9年に限り7.2割軽減となります。

■ 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日の前日において、被用者保険などの被扶養者であった方の保険料額は、所得割額がかからず、加入した日の属する月から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。



健康状態を把握するため、年1回受診しましょう 無料特定健診・健康診査

期間 6月1日(月)～11月30日(月)

対象 40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

■ 国民健康保険加入の方

▶ 4月1日以前に加入した方は、5月末ごろに

桃色の封筒で受診券を送付しています(共通事項に該当する方を除く)。

詳しくはこちら▶



【4月2日以降に加入した方】

特定健診を受診するには、保険年金課または各出張所で申請が必要です。受診券の発券には1か月ほどかかる場合があります。

■ 後期高齢者医療制度加入の方

▶ 昭和26年5～8月生まれ以外の方は、5月末ごろに黄色の封筒で受診券を送付しています。

詳しくはこちら▶



【共通事項】

▶ 昭和26年5～8月生まれの方は、後期高齢者医療健康診査受診券を誕生月の翌月末ごろに送付します。

(例)8月4日生まれの方/9月末ごろに受診券を送付

☎保険年金課

国民健康保険について ☎049-252-7112

後期高齢者医療制度について ☎049-252-7114

人間ドック検査料の補助(年度1回)

特定健診または健康診査を受診した場合は補助対象外です。

期間 4月～翌年3月末

対象 受診日に30歳以上で、納期到来分の保険料(税)を完納している方

補助額 27,540円

申込 保険年金課または各出張所で申請し、富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関で予約し受診してください。

健康長寿歯科健診(無料)

詳しくは6月下旬に送付される受診案内をご覧ください。

期間 7月～翌年1月末

対象 前年度に75歳または80歳になった後期高齢者医療制度の被保険者

☎埼玉県後期高齢者医療広域連合

☎048-833-3130



児童手当の更新手続き

■ 児童手当受給中の方は、現況届の提出は原則不要です

児童手当受給中の方は、現況届の提出は原則不要ですが、児童手当を継続して受給するために現況届の提出が必要となる受給者の方には、6月上旬に案内を送付します。

案内が届いた方で現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

申請期間 6月1日(月)～30日(火)

問・申請先 子育て支援課 ☎049-252-7104

詳しくは
こちら▼



現況届の提出が必要な方

- 受給者と児童が別居している方
- 離婚協議中で配偶者と別居している方
- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で児童手当を受給している方
- 就職などを行っている(進学以外) 平成16年4月2日～平成20年4月1日生まれの子(大学生年代) がいて、児童手当上の子どもの数(多子加算)のカウント対象となっている(第3子以降月額30,000円を受給している)方
- そのほか、提出の案内が届いた方



高齢者の配食サービス支給事業の一部変更

配食サービス支給事業では、食事の調理や調達が困難で、かつ、安否確認が必要な在宅で生活する高齢者へ手渡しで昼食を届けています。令和8年度から事業内容を右表のとおり一部変更しています。利用を希望される方は、ご相談ください。

問 高齢者福祉課

☎049-252-7108

詳しくは
こちら▶



| 変更内容 | 変更後 | 変更前 |
|-----------|--|---|
| 事業者・食事の種類 | 複数事業者・複数種類からひとつ選択可能 | 1事業者・1種類のみ |
| 自己負担額 | 市の配食サービスに係る費用から400円を控除した額 | 400円 |
| 対象者 | 次の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> • 要介護認定または要支援認定を受けている • 食事の調理、調達が困難である • 安否確認が必要である | 次の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> • 食事の調理、調達が困難である • 安否確認が必要である |

ハッシュタグ

#消防団

消防団を身近に感じる情報を発信します！

問 入間東部地区事務組合消防本部 ☎049-261-6659

火災に立ち向かう団員を支える「防災服」

火災発生時、団員は自宅や職場から分団車庫に向かい、装備を整えて現場へ駆けつけます。出勤場所により消防隊員より先に現場に到着することも想定されるため、燃えにくい防火服を着用し、消火対応などの消防活動にあたります。

ときに100℃を超える過酷な環境で火災に立ち向かう団員を支える防火服は、身を守るための大切な装備品であり、基準を満たした耐熱性能が備わった素材が使用されています。



消防団員募集中！

一緒に災害に強いまちを目指しませんか。さまざまな資機材も装備しています。





事業者の皆さんへ

事業系廃棄物の適正処理にご協力を



■ 事業系廃棄物(ごみ)は、市で収集しません

飲食店、店舗、事務所などの事業活動で生じた廃棄物(事業系廃棄物)は、量の多少、法人・個人を問わず事業者自らが処理をする必要があります。

☎環境課 ☎049-252-7100

詳しくはこちら▶



ごみの分別・減量化に努める義務があります

事業者は家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことができないこと、国や県、市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めることが法律などで定められています。

事業系一般廃棄物 事業活動で生じた産業廃棄物以外のごみ

自己搬入

委託

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

環境センターに自己搬入

搬入時間 平日/午前9時～11時30分、午後1時～4時
土曜/午前9時～11時30分

搬入場所 富士見環境センターまたは新座環境センター

搬入できるもの・処理手数料 可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル/20kgにつき460円、ビン/20kgにつき340円、カン/無料
(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり)

申込 富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で(平日午前8時30分～午後5時)

※搬入日の1週間前から(土曜搬入はその週の月曜から)予約可

産業廃棄物

事業系廃棄物のうち、法令で定められたもの

特別管理産業廃棄物

爆発性・毒性・感染性など、健康や環境に影響のあるもの

市では、収集運搬や処分はできません

県西部環境管理事務所(☎049-244-1250)へ連絡

やさしい日本語表記

仕事をしている人にお知らせします

みせ、事務所など、仕事で出たごみは、お金をはらって捨てる必要があります。仕事で出たごみは、家の近くのごみを捨てる場所に捨てることはできません。

※日本語を母語としない外国籍の方に配慮した表現



温室効果ガス排出量の削減に向けて

地球温暖化防止活動支援補助金

地球温暖化の防止につながる機器や車両を導入する個人・事業者に予算の範囲内で補助金を交付します。

申請方法 申請書に必要書類を添えて6月1日(月)～令和9年2月15日(月)(必着)に郵送・窓口で

※事業者向けの再生可能エネルギー関係のみ9月30日(水)まで

【宛先】 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所環境課

☎環境課 ☎049-252-7129

詳しくはこちら▶



■ 再生可能エネルギー関係

| 交付対象機器 | 補助金額 | |
|------------------------|------|----------------------|
| | 個人向け | 事業者向け |
| 太陽光発電システム | 5万円 | 3万円/kw (上限60万円) |
| ホームエネルギーマネジメン トシステム | 2万円 | 対象経費の1/6 (上限20万円) |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | 5万円 | 1万円/kw (上限60万円) |

※事業者向けは機器設置工事着工前に申請が必要です。

■ 次世代自動車関係

| 交付対象車両・機器 | 補助金額 |
|----------------|----------|
| | 個人・事業者共通 |
| 電気自動車 | 15万円 |
| プラグインハイブリッド自動車 | 5万円 |
| 燃料電池(水素)自動車 | 50万円 |
| 据置型電気自動車等充給電設備 | 3万円 |
| 可搬型外部給電器 | 3万円 |

※令和8年度より、残価設定ローンによる電気自動車などの購入も補助対象となりました。